

議案第六号

港区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区长 清 家 愛

港区職員定数条例の一部を改正する条例

港区職員定数条例（昭和五十年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- |   |                   |        |
|---|-------------------|--------|
| 一 | 区長の事務部局の職員        | 二、〇六三人 |
| 二 | 議会の事務部局の職員        | 一四人    |
| 三 | 教育委員会の事務部局の職員     | 一二二人   |
| 四 | 教育委員会の所管に属する学校の職員 |        |
| イ | 学校の事務部局の職員        | 七五人    |
| ロ | 幼稚園教育職員           | 九〇人    |

	計	一六五人
五	選挙管理委員会の事務部局の職員	九人
六	監査委員の事務部局の職員	七人
合計		二、三八〇人
付則		

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説明)

行政需要の増加等及び学校用務業務の委託の取組結果を踏まえ、職員の定数を改定するため、本案を提出いたします。